

陸上自衛隊第15旅団宮古警備隊の新編について



我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、南西地域をはじめとする島嶼部の防衛は極めて重要な課題です。

平成29年11月より、旧千代田カントリークラブ地区（宮古島市上野）において、駐屯地工事に着手し鋭意工事を進めてきたところ、今般、平成31年3月26日に宮古警備隊の部隊新編に至りました。

今後、宮古島駐屯地には、地対艦誘導弾部隊、中距離地対空誘導弾部隊を平成31年度に配置する計画であり、当局としましては、引き続き作業の安全に十分留意し、地元住民の皆様の生活環境にも配慮した上で、適切に工事を実施してまいります。

目次

CONTENTS

陸上自衛隊第15旅団宮古警備隊の新編について	1	沖縄県知事の米軍施設視察について	5
石垣島駐屯地（仮称）整備工事の進捗状況について	2	県道104号線越え実弾射撃訓練の分散・実施への取り組み状況	5
石垣島への陸上自衛隊配置に係る住民説明会の開催について	2	平成30年度 沖縄防衛施設地方審議会の開催について	6
「第6回久辺三区の振興に関する懇談会」の開催について	3	普天間飛行場代替施設建設事業の進捗状況について	7
新たな防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画について	3	キャンプ・シュワブ海兵隊員達と園児達との交流会	7
牧港補給地区（第5ゲート付近の区域）の返還について	4	お知らせ	8
統合計画に基づくキャンプ瑞慶覧マスタープランの合意について	4		

石垣島駐屯地（仮称）整備工事の進捗状況について

石垣島における石垣島駐屯地（仮称）の整備工事につきましては、3月5日から造成工事を開始したところです。当局としましては、工事の実施にあたり、作業の安全に十分留意し、地元住民の皆様の生活環境及び自然環境にも配慮した上で、適切に実施してまいります。



造成工事の様子

石垣島への陸上自衛隊配置に係る住民説明会の開催について

防衛省は、2月7日、石垣市宮良公民館において、駐屯地予定地周辺の4地区（開南、於茂登、嵩田、川原）の住民の皆様を対象に、また、同月13日には石垣市民会館において、石垣市民の皆様を対象に、石垣島駐屯地（仮称）の建設工事に係る住民説明会を開催いたしました。

今回の説明会では、地元の皆様のご理解を得るため、部隊配備の必要性、配備される部隊、地域への貢献等の説明に加え、今後の建設工事の概要等を説明いたしました。その後、現場における工事を開始し、現在、造成工事を実施しているところです。

石垣島への部隊配備は、南西防衛態勢の強化につながる極めて重要な取組であり、防衛省としましては、引き続き、地元住民の皆様からのご理解・ご協力をいただけるよう、丁寧な説明に努めてまいります。



説明会の様子

「第6回久辺三区の振興に関する懇談会」の開催について

3月15日、総理大臣官邸において、久辺三区長（辺野古区長、豊原区長及び久志区長）と、政府（内閣官房長官、内閣府政策統括官、内閣府沖縄振興局長、沖縄防衛局長ほか）が出席し、「第6回久辺三区の振興に関する懇談会」が開催されました。

冒頭、久辺三区長から官房長官に対し要請書が手渡され、官房長官から、しっかり取り組んでまいりたいとの発言がありました。

その後、政府の取組状況として、沖縄防衛局長から、再編交付金事業の実施、実質的に区民に還元・裨益する振興策について報告がありました。

久辺三区の各区長からは、引き続き、政府の支援を願いたいとの発言がありました。



菅官房長官への要請書を手交



懇談会の様子



岩屋防衛大臣への要請書を手交

また、懇談会に先立ち、防衛省において、岩屋防衛大臣に対し、同様の要請書が手交され、あわせて、訓練場内ヘリパットの撤去など、地元負担の軽減について要請を受けました。大臣から、米軍の運用による地元住民の懸念や不安に対処するよう、引き続き、米側に対してしっかりと求めていく旨の発言がありました。

新たな防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画について

12月18日、政府は「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱」及び「中期防衛力整備計画（平成31年度～平成35年度）」を決定しました。

新たな大綱では、①望ましい安全保障環境の創出、②脅威の抑止、③万が一の場合における脅威への対処という3つの防衛の目標を示しています。また、これを達成する手段として、①我が国自身の防衛体制、②日米同盟、③安全保障協力をそれぞれ強化することとしています。

なかでも沖縄については、在日米軍施設・区域の多くが集中していることをふまえ、近年、米軍施設・区域の返還等、沖縄の負担軽減を一層推進してきているところ、引き続き、普天間飛行場の移設を含む在沖米軍施設・区域の整理・統合・縮小・負担の分散等を着実に実施することにより、沖縄の負担軽減を図っていくことが示されています。

沖縄防衛局では、我が国の防衛の基本方針等について理解を深めていただく一助となるよう、沖縄県をはじめ県内の基地関係市町村を対象に新たな防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画について説明を行っているところであり、内容については、防衛省ホームページに掲載しています。（<https://www.mod.go.jp/j/approach/agenda/guideline/index.html>）



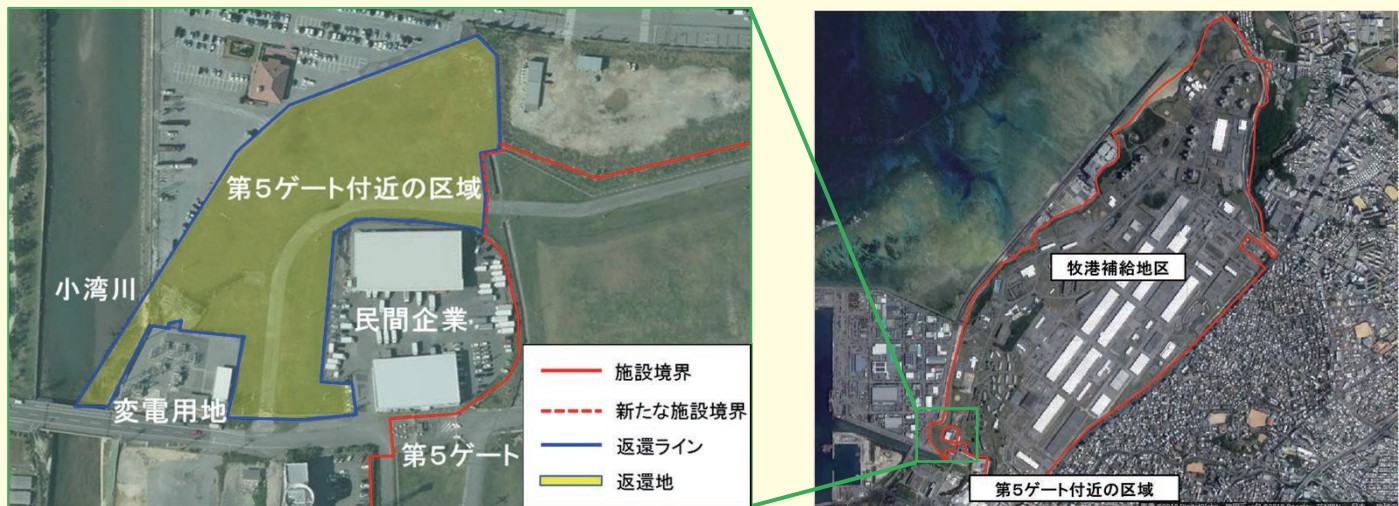
名護市長（中央）に説明をする当局企画部長（右奥）

牧港補給地区（第5ゲート付近の区域）の返還について

3月31日、牧港補給地区（キャンプ・キンザー）の第5ゲート付近の区域（約1.7ヘクタール）が返還されました。当該区域は、沖縄における基地負担軽減の取り組みとして、平成25年4月に公表された「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」において、必要な手続の完了後に速やかに返還可能となる区域とされていました。

返還後、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法に基づき、当局において、跡地利用をする上で支障となる土壌汚染や不発弾探査等の支障除去措置が実施され、その後、地権者の方々に引渡しが行われることになります。

返還跡地の利用計画については、現在、浦添市において、有効かつ効果的な利用等ができるよう検討がなされています。

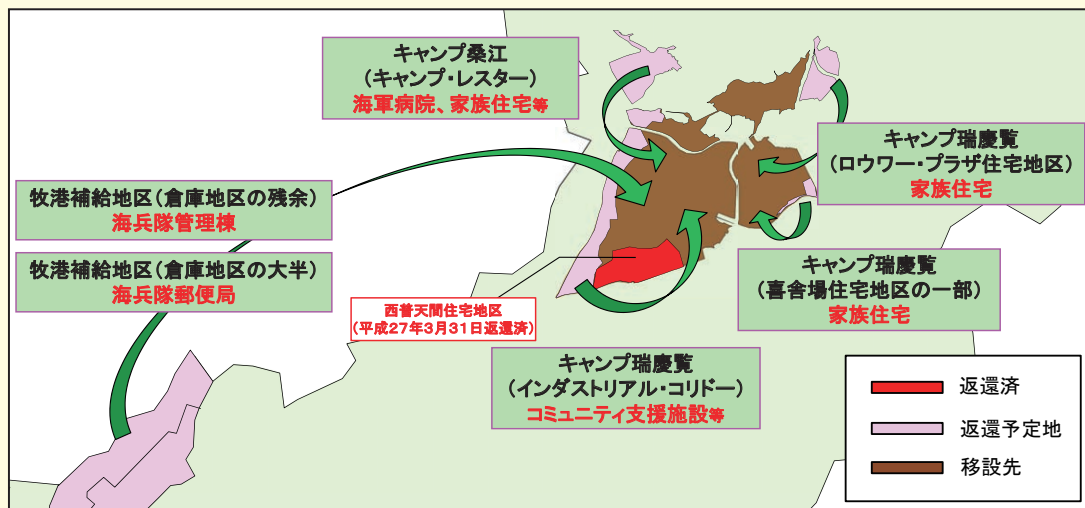


統合計画に基づくキャンプ瑞慶覧マスタープランの合意について

平成25年4月に公表された「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」において、①キャンプ桑江の海軍病院、家族住宅等、②牧港補給地区の海兵隊郵便局等、③キャンプ瑞慶覧インダストリアル・コリドーのコミュニティ支援施設等がキャンプ瑞慶覧内に移設されるほか、キャンプ瑞慶覧の家族住宅がキャンプ瑞慶覧内で統合・整備されることとなっています。

キャンプ瑞慶覧の施設の配置計画であるマスタープランについては、これまで米側において作成されてきたところ、今般、日米間の協議が整ったことから、平成31年2月15日、日米合同委員会において合意されました。

キャンプ瑞慶覧への移設概要



当局といたしましては、目に見える形で沖縄の基地負担を軽減するため、地域の皆様の御理解と御協力を得ながら、米軍再編事業の着実な実施について、引き続き、全力で取り組んでまいります。

沖縄県知事の米軍施設視察について

1月31日、玉城沖縄県知事が「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」の進捗状況の確認を目的として、牧港補給地区とトリイ通信施設を視察されました。

玉城沖縄県知事に対して、当局から移設の概要や返還までのスケジュール等について説明し、牧港補給地区においては、移設が予定されている倉庫等の現状、既に返還された国道58号沿いの区域の状況等を、トリイ通信施設においては、陸軍倉庫群の移設予定地と文化財調査が行われている現場等の視察を行いました。

視察後、玉城沖縄県知事からは「沖縄の基地負担軽減のためには基地の整理・縮小が不可欠であり、確実に進める必要がある。」「基地の過重な負担軽減という観点からすると、SACO合意や米軍再編で計画されているものを丁寧に進める必要がある。」等とのコメントがありました。



牧港補給地区（浦添市）



トリイ通信施設（読谷村）

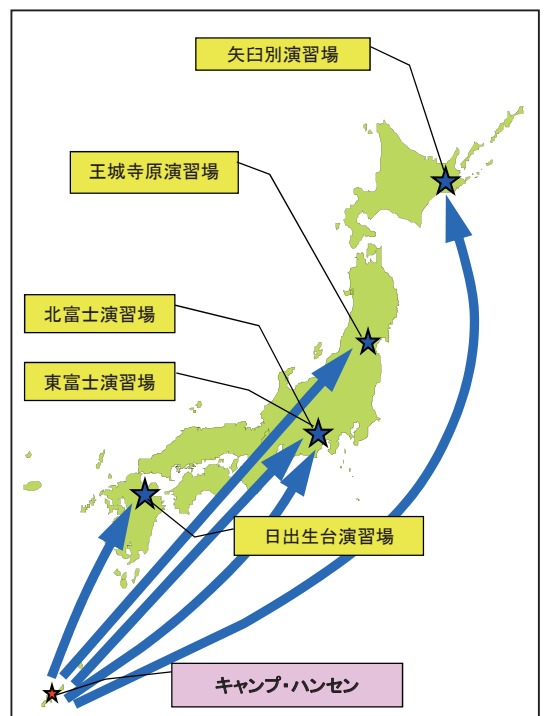
県道104号線越え実弾射撃訓練の分散・実施への取り組み状況

キャンプ・ハンセンにおいて実施されていた、いわゆる県道104号線越え実弾射撃訓練については、1996年（平成8年）12月の日米特別行動委員会（SACO）の最終報告に基づき、沖縄県民の負担軽減のため、これらの訓練を1997年（平成9年）7月から本土5カ所の陸上自衛隊演習場で分散・実施しており、これまでに77回実施されています。

沖縄防衛局では、在沖米海兵隊がこの訓練を実施するにあたって必要な物資等の円滑な輸送のため、米軍や輸送業者と打合せを重ね、輸送状況を確認するなどの業務を行っています。

2019年度の訓練計画については、以下のとおり予定しており、各演習場における訓練の具体的な日程等については、今後、日米間において調整を行い決定します。

今後とも、本土5カ所の演習場への訓練の分散・実施を行い、沖縄県民の負担軽減に取り組んでいきたいと思っております。



本土5カ所の陸上自衛隊演習場で分散・実施

【2019年度訓練計画】			
第1回	北富士演習場	2019年	4月上旬～5月上旬
第2回	王城寺原演習場	2019年	7月中旬～8月中旬
第3回	矢白別演習場	2019年	10月上旬～11月上旬
第4回	日出生台演習場	2020年	2月上旬～3月上旬
※上記期間は、部隊の展開期間である。			

平成30年度 沖縄防衛施設地方審議会の開催について

2月27日、沖縄防衛局において、平成30年度沖縄防衛施設地方審議会が開催されました。

同審議会は、沖縄防衛局長からの諮問に応じて、自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域に係る不動産等に係る権利の対価の額等に関する事項及び駐留軍等の使用により不動産等について生じた損失の補償額等に関して調査審議し、必要と認める事項を同局長に建議する機関として、4名の有識者による委員で構成されております。

同日の審議会では、昨年12月18日に閣議決定された「防衛計画の大綱」及び「中期防衛力整備計画」並びに沖縄防衛局の主要事案の取組について、竹内、中村両局次長などから委員に対し説明を行いました。その後、現地視察が行われ、普天間飛行場においては、基地司令官による普天間飛行場のブリーフィングと基地内ツアーが行われ、また、市道宜野湾11号線を整備するために平成29年7月に返還された返還跡地において、当局による支障除去等工事の状況につき説明を行いました。



沖縄防衛施設地方審議会の様子

沖縄防衛施設地方審議会委員

氏名	職名
会長 宮里 啓和	弁護士 真喜屋法律事務所
友利 敏子	沖縄空輸(株) 代表取締役社長
宮城 康三郎	沖縄県献血協力会 会長
玉那覇 兼雄	不動産鑑定士 (株)鑑定ソリュート沖縄 代表取締役

名簿：任期順・敬称略

【普天間飛行場の現地視察】



普天間航空基地司令官によるブリーフィング



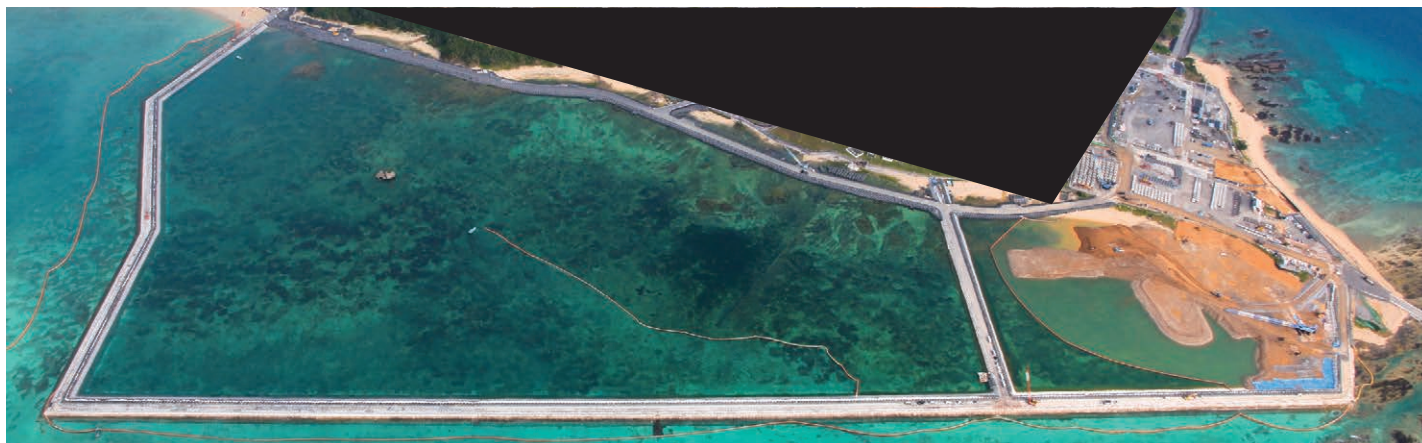
市道宜野湾11号線に係る支障除去現場

普天間飛行場代替施設建設事業について

キャンプ・シュワブにおける普天間飛行場代替施設建設事業につきましては、平成29年11月から辺野古側の護岸工事に着手、昨年12月14日に埋立区域②-1、本年3月25日には埋立区域②の埋立工事に着手しました。

また、本年1月28日からN-4護岸の施工を進め、3月4日には、同護岸の先端からK-8護岸に施工を移したところです。

普天間飛行場の辺野古移設をめぐる問題の原点は、市街地に位置し、住宅や学校で囲まれ、世界で一番危険とも言われる普天間飛行場の危険性の除去と返還です。当局としましては、今後とも、普天間飛行場の一日も早い全面返還を実現するため、引き続き、作業の安全に十分留意した上で、関係法令に基づき、自然環境や周辺住民の方々の生活環境に最大限配慮し、辺野古移設工事を進めてまいります。



(平成31年1月撮影)

N-4護岸着手時



(平成31年3月撮影)

K-8護岸施工状況

キャンプ・シュワブ海兵隊員達と園児達との交流会

2月28日、名護市東江の「あすなる東認定こども園」において、キャンプ・シュワブ海兵隊員達と園児達の交流会が開催されました。この交流会は毎月行われているもので、約6年前から始まっています。

当日は、キャンプ・シュワブ海兵隊員等9名がこども園を訪れ、楽しいひと時を過ごしました。

キャンプ・シュワブ渉外官の伊波さんによるギター演奏での音楽遊びから始まり、ジャンケンゲーム等、園児達の笑い声が響く中、緊張していた隊員達も徐々に慣れ、笑顔で楽しんでいました。園長の仲村先生は、「園児達はいつもこの日を楽しみにしていて、言葉の壁は感じられず、大いに楽しんでますよ。」と笑顔で語りました。最後はいつもの子供達全員とのハイタッチ&ハグで終了しました。



キャンプ・シュワブ隊員達と園児達のふれあいの様子

沖縄の米軍関連施設で石綿（アスベスト）にさらされる仕事をしていた方とご家族・ご遺族のみなさまに大切なお知らせです。

沖縄米軍関連施設での仕事に石綿にさらされたことにより次のような疾病にかかった場合、労災保険制度または石綿健康被害救済制度に基づく補償または救済を受けられる可能性があります。

	労災保険給付	特別遺族給付金	救済給付
支給対象者	①沖縄復帰後に米軍関連施設で働いていたことが原因で石綿による疾病を発症した方（本人） ②上記の遺族の方	沖縄復帰の前後に関わらず、米軍関連施設で働いていたことが原因で石綿による疾病を発症した方（本人）の遺族で、本人が亡くなってから一定期間*が経過した方 ★年数については、具体的事情によって異なります。	①石綿による健康被害（中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚）を受けた方（本人） ②上記の遺族の方 注：労災保険給付・特別遺族給付金の対象とならない場合のみ
給付内容	①本人 ・療養補償給付 ・休業補償給付 ②遺族の方 ・遺族補償給付 など	特別遺族給付金を支給 1年あたり240万円の年金または1,200万円の一時金（遺族が1人の場合。遺族の人数によって年金の支給額は異なります。）	①本人 ・医療費（自己負担分） ・療養手当（1ヵ月あたり約10万円） ②遺族の方 ・特別遺族弔慰金 など
請求期限	給付内容により異なります。 ※遺族補償給付の請求権は、ご本人が亡くなった日の翌日から5年で時効により消滅します。時効による消滅後は、特別遺族給付金の対象となります。	平成34年 3月27日	給付の種類、対象疾病、死亡時期により異なります。

お近くの労働基準監督署または 那覇監督署 TEL 098-868-8040 沖縄監督署 TEL 098-982-1263 名護監督署 TEL 0980-52-2691
労働局にご相談ください 宮古監督署 TEL 0980-72-2303 八重山監督署 TEL 0980-82-2344 沖縄労働局労働基準部労災補償課 TEL 098-868-3559

労災保険給付・特別遺族給付金の対象とならないことが確認できている方は、独立行政法人環境再生保全機構（TEL 0120-389-931）またはお近くの保健所に救済給付についてご相談ください。



石綿を扱う仕事や症状などの情報は、厚生労働省ホームページの「アスベスト(石綿)情報」をご覧ください。

厚生労働省 アスベスト

検索

- ※ 本土復帰前に沖縄の米軍関連施設で石綿にさらされる仕事をしていた方については、一般財団法人 沖縄駐留軍離職者対策センター（TEL 098-898-5587・098-898-5594）においてもご相談を受け付けております。
- ※ 本土復帰後に沖縄の米軍関連施設で石綿にさらされる仕事をしていた方については、沖縄防衛局（TEL 098-921-8215）又は独立行政法人 駐留軍等労働者労務管理機構沖縄支部（TEL 098-921-5534）においてもご相談を受け付けております。

【お知らせ】 米軍基地での勤務を希望される方へ

在日米軍従業員の事前募集受付中！

応募は24時間いつでも受付可能なインターネットがおすすめです！

HPアドレス：<http://www.lmo.go.jp> **LMO** で検索できます。

応募資格

沖縄県在住の満18歳以上の方

応募方法

インターネット又は窓口のいずれか1回の応募で有効です。

- ・インターネット：エルモのHP（<http://www.lmo.go.jp>）を開き、【求人情報】の【沖縄県における事前募集】を御覧ください。（スマートフォンはインターネット応募と同様）
- ・スマートフォンの方はこちらから ⇒ 
- ・窓口応募：指定の応募用紙に必要な事項を記入の上、お申込みください。
- ・応募用紙は下記受付窓口にて配布しています。

受付時間

インターネット：年中24時間受付中

・窓口応募：受付時間は午前9時～午後5時30分（土曜・日曜、祝日及び12月29日～翌年1月3日を除く。）

受付窓口・お問合せ先



独立行政法人 駐留軍等労働者労務管理機構（エルモ）沖縄支部 管理課
嘉手納町字屋良1058番地1（道の駅「かでな」隣り） TEL：(098)921-5532



ハイスাইくん

「はいさい」に対する皆様のご意見・ご感想などがありましたらお聞かせください。

連絡先：沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納 290-9 沖縄防衛局総務部報道室

メールアドレス：houdou-ok@okinawa.rdb.mod.go.jp